

令和元年度第1回高知県児童福祉審議会 議事概要

- 1 日時 令和元年10月23日(水) 18:30~20:00
- 2 場所 高知共済会館3階 藤
- 3 参加者 委員 川崎委員長、福島副委員長、笹岡委員、岡谷委員、福田委員
山崎委員、吉田委員、森田委員、山本委員、渡辺委員
岸本委員、藤本委員
- 事務局 地域福祉部 福留部長
西村副部長
- 幹事 児童家庭課 田村課長
中央児童相談所 森所長
障害福祉課 西野課長
幼保支援課 戸田課長
- 書記 児童家庭課 上杉課長補佐
幼保支援課 津野課長補佐

4 報告事項

- (1) 児童福祉法等の改正について
- (2) 平成30年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について
- (3) 平成30年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について
- (4) 平成30年の児童虐待・少年非行の概要について

5 審議事項

高知家の子どもの貧困対策推進計画の改定について

【質疑応答要旨】

○報告事項(1) 児童福祉法等の改正について

質疑応答なし

○報告事項(2) 平成30年度に児童相談所が受け付けた児童相談の状況等について

(委員)

児童相談所の職員は経験年数3年未満が3割ということであり、また、3年ないし5年サイクルで人事異動がある。せっかくノウハウを積んでも短期間で異動したり、異動時の引き継ぎが十分なされていなかったりするなどの状況が見受けられる。

(事務局)

異動先については、児童相談所内での内部異動や、福祉に関連した他の部署に異動させるなど、なるべく個人個人の能力を高められるよう配慮していきたいと考えている。引き継ぎが十分でなかったというご指摘に関しては、3月の異動の時期にはしっかりと引き継ぎを行うよう指導していきたい。

(委員)

児童福祉司向けの内部の研修も実施されていることは承知しているが、以前は、これまで福祉業務に携わったことがない職員が児童相談所に異動してくることがあり、疑問に感じたことがあった。今後はそういったこともなくなるということか。

(事務局)

ご指摘のように、かつてはケースワーカーの半分以上が行政職という時期があったが、現在は社会福祉士等の有資格者を採用するように切り替えている。今後も引き続き様々な面での職員の専門性の向上に努めていきたい。

(委員)

統計について、平成26年度は主たる虐待者のうち実母の方が実父より多かったが、平成29年度から逆転して実父の方が多くなっている。全国では主たる虐待者のうち実母の占める割合の方が多かったように記憶しているが、実父が増えた要因についてどのように分析しているのか。

(事務局)

実父が増えてきた理由として考えられることは、DV通告が増えている関係で、主たる虐待者のうち実父が増えていると考えられる。また、実母の件数は平成26年度と比べ大きな変動は見られず、子育てで母親が苦勞しているという状況は相変わらず続いている一方で、DVの関係で実父が増えてきていると考えている。

○報告事項(3)平成30年度の高知県における被措置児童等虐待の状況等について
(委員)

被措置児童虐待事案は毎年何件かあるが、なぜ専門的な施設で繰り返し起こるのかという疑問を持っている。例えば、児童指導員や保育士などの職種の違いや、正規や臨時職員といった勤務形態、あるいは経験年数、性別の違いによる加害者の傾向についての分析をしているのか。ターゲットを絞った研修の仕方もあると思われる。

(事務局)

今のところ詳細な分析はできていないが、大事なことだと考えているので今後検討していきたい。

なお、報告内容については児童の特定に至らないように配慮しており、職員等の具体的な情報は公表していない。

○報告事項(4)平成30年の児童虐待・少年非行の概要について
質疑応答なし

○審議事項 高知家の子どもの貧困対策推進計画の改定について

(委員)

「今後の子供の貧困対策の在り方について」の提言の中に、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援」とあるが、子供の社会的自立とは具体的にはどのようなことを指しているのか。

(事務局)

今後の検討項目ではあるが、資料3において目標値として設定している、就職率・進学率も指標の一つと考えている。

(委員)

「子供の貧困対策推進計画」改定スケジュール案に示されている「ひとり親家庭等自立促進計画」と「社会的養育推進計画」とは、どのような関係になっているのか。

(事務局)

それぞれの法律において、各計画を定めることとなっており、それらを踏まえて「子供の貧困対策推進計画」に反映させていくことになっている。

(委員)

子供の貧困計画の策定に関して市町村への説明はしているのか。

(事務局)

国の通知があった段階で周知している。説明会は11月～12月に実施する予定である。

(委員)

資料5の5ページの3に市町村による貧困対策計画の策定とあるが、努力義務を課すと書かれているのは、貧困計画を策定する努力をする義務を課しているのか、それとも策定することを義務づけているのか。

(事務局)

法律では努力義務となっているが、市町村の策定に関しては県としても支援をしていきたいと考えている。また、県の他の計画との関係については、各種の計画の中の子供の貧困に関する部分を貧困対策推進計画に盛り込んでいる。市町村においても、既存の計画の中から貧困に関わる部分を取り出して計画を策定してもらうことも可能。

(委員)

市町村の計画の策定時期は令和元年度内になるのか。

(事務局)

できるだけ速やかにとお願いしていく。

(委員)

資料5の3ページの成果目標の中では、中途退学者の率が全国平均よりも高く、高校卒業後の進路未決定率も全国平均に比べ高い。就職や進学をした後に離職や退学する者に対する支援が十分でない気がするので、計画を策定する上でその点について検討してもらいたい。

(委員)

幅広い内容となっているが、事務局においては委員から出された意見を踏まえて計画を策定してもらいたい。